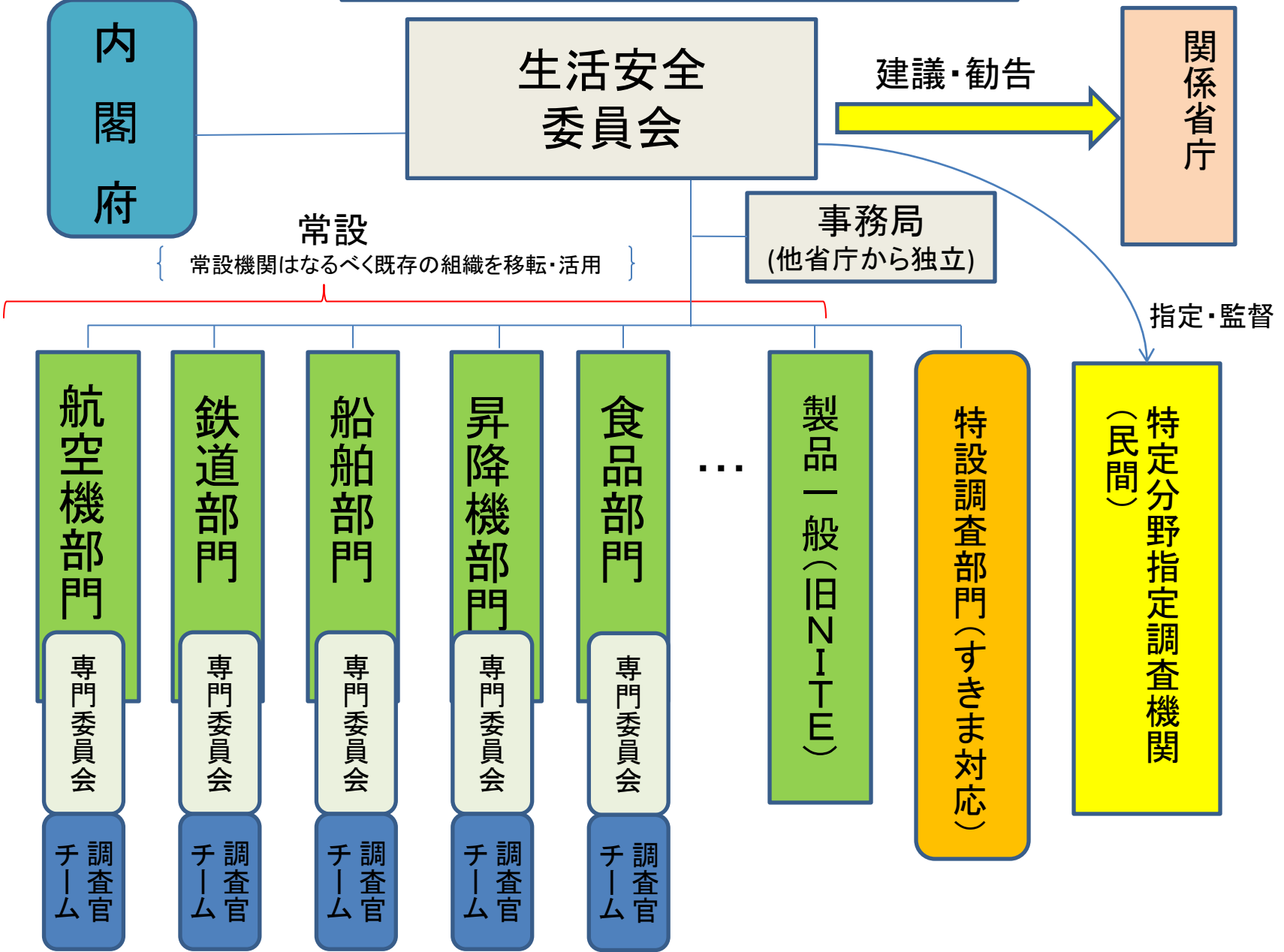
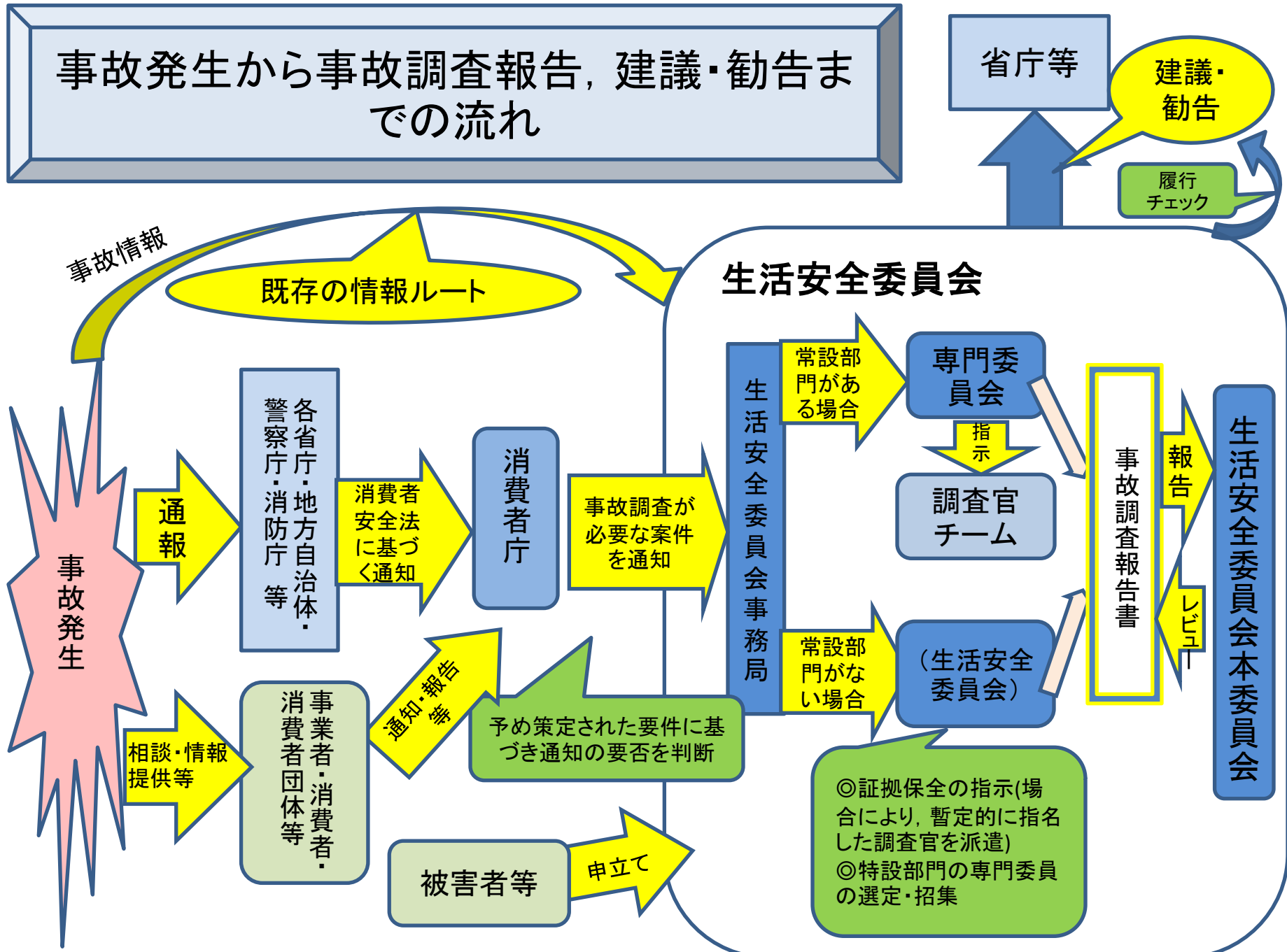


生活安全委員会 関係組織図



事故発生から事故調査報告, 建議・勧告までの流れ



生活安全委員会の機能・権限

委員会の構成

- 委員は5名程度。互選により委員長を選任。
- 安全委員会の委員には守秘義務＋身分保障
- 独立した事務局

委員会の職務・権限

- 〈対内〉
- 下部組織(各専門部門, 特設部門)を指揮・監督
 - 常設の専門委員の指名, 大臣への解任申立
 - 特設部門の設置・人選(専門委員・調査官を指名・招集)
-
- 〈対外〉
- 事故調査報告書等情報の公開
 - 事故の規模・性質等に応じて自ら調査し, 報告書を作成
 - 事故調査・事故予防についての一般ルールを策定
 - 証拠物の保全・押収, 関係者への聴取権(警察と協力するが, イニシアチブは生活安全委員会に)
 - 監督官庁への建議・勧告(隙間事案に対しては直接業者に指導)
 - 委員会が発した建議・勧告・指導が確実に履行されているかのチェック
 - 特定分野指定調査機関の指定と監督
 - 消費者・消費者団体・企業等からの事故情報についての申立に対する回答義務(申立権の主体を整理する必要あり)

専門委員会の機能・権限

専門委員 等の身分

- 専門委員には守秘義務＋身分保障(安全委員への責任を負うのみ)

専門委員会の 職務・権限

- 事故調査報告書の作成
- 調査官チームを指揮・監督
- 生活安全委員会の一般的な指針に従うほか、個別案件でも必要に応じて指示を受ける。
- 事故調査・事故予防についての当該部門での個別ルールを策定
- インシデントデータ特定の分野，事故データを分析し，当該分野についての安全策を随時発表
- 事故調査の経過・結果についての被害者への説明義務